

「A-wood」事業者登録制度 Q & A

Q 1 「A-wood」事業者登録は、製材事業者や流通事業者も対象になるのか。

A 1 施主と直接対応する工務店等の施工者や設計者を対象としているので、製材事業者や流通事業者は対象となりません。

Q 2 説明会に参加していなくとも後から登録を受けることは可能か。

A 2 可能です。

Q 3 本社が県外なので県内の事業所で登録を申請することはできるか。

A 3 同一の会社法人において複数の登録を受けることを避けるため、本社で登録してください。支社や営業所からの申請は受け付けできません。なお、登録申請書に記載する県産材使用目標は、県内の事業所における目標を記載してください。

Q 4 青森県「A-wood」事業者宣言書について、県の様式をそのまま使用してよいか。

A 4 そのまま使用できます。なお、自由に文言を追加修正することも可能です。

Q 5 「A-wood」事業者登録制度はなぜ建築士事務所も対象としているのか。

A 5 建築士事務所の場合、登録しても「A-wood」需要拡大事業の補助対象になりませんが、県のホームページ等で登録者や施工した施設をPRすることになっていますので、メリットを感じる方がいればぜひ登録していただきたいと考え、対象としたものです。